

天理市地震防災対策 アクションプログラム



(天理市庁舎付近)

平成19年3月
天理市

はじめに

近年、天理市に影響をおよぼす地震として、海溝型地震の東南海・南海地震（今後30年以内に50～70%の確率で発生）や内陸型地震である奈良盆地東縁断層帯（今後30年以内に0～5%の確率で発生）、中央構造線断層帯、生駒断層帯などによる地震の発生が懸念されています。

こうした大規模地震による防災面での対応が緊要の課題と受けとめた天理市では、昨年県下市町村のモデル市として奈良県からの指定を受け、地域防災計画の実効性を高めるため、天理市が実施する地震防災対策を体系化した個別の項目ごとの具体的な実施計画である天理市地震防災対策アクションプログラムを策定しました。

このプログラムは、国の地震防災戦略の考え方及び県のアクションプログラムに準じ、大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減することを減災目標とし、25の具体目標を設定しました。これらの目標を達成するため10の施策の柱を設定し、227のアクション項目を定めました。

今後、防災協働社会の実現に向けて、天理市ではこのプログラムに基づき、県、市町村、防災関係機関、市民、企業など様々な主体と分担しながら地震防災対策を積極的に推進してまいります。

市民の皆様も、大規模地震の発生に備え、水、食糧などの備蓄、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策の実施、地域の自主防災活動への参加など実践的な活動を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に本プログラム策定にあたり、ご指導いただきました奈良県、協力いただいた関係市町村をはじめ地震防災の専門家の先生方には大変お世話になりました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

平成19年3月

天理市長 **南 佳策**

目 次

アクションプログラム策定の背景	1
アクションプログラムの基本理念と減災目標	2
アクションプログラムの考え方	3
アクション項目の分類	5
アクションプログラム体系図	8
アクションプログラム一覧	9
1 地震につよいまちをつくる	9
2 地域の防災力を向上させる	11
3 的確な防災情報処理を実施する	13
4 人的資源を確保する	15
5 市民のいのちを守る	16
6 安全・安心を守る	18
7 生活基盤を安定させる	19
8 市民の生活を支援する	20
9 天理市のイメージを守る	22
10 復興を視野に入れる	23
アクションプログラムの具体目標	26

資料編目次

天理市地震防災対策アクションプログラムの概要	資 1
アクションプログラムの策定体制	資 2
アクションプログラム策定スケジュール	資 4
用語解説集	資 6

アクションプログラム策定の背景

1 大規模地震発生の恐れ

国の地震調査委員会によると東南海・南海地震の今後30年以内の発生確率は50～70%（平成19年1月）と公表されており、今世紀前半の発生が懸念されています。

また、奈良盆地東縁断層帯及び中央構造線断層帯による地震は、今後30年以内の発生確率がほぼ0～5%程度で、我が国の主な98の活断層の中では発生確率が高いグループに属し、生駒断層帯による地震はほぼ0～0.1%程度で、やや高いグループに属すると評価されました。

さらに、第2次奈良県地震被害想定調査報告書（平成16年10月）では、東南海地震、南海地震などの海溝型地震が発生した場合、天理市内での直接被害は少ないものの、電力やガス等の供給障害、道路・鉄道のネットワーク障害や山間部では土砂災害による孤立化が懸念されています。また、奈良盆地東縁断層帯などの内陸型地震が発生した場合は、建物・人的被害が甚大となり、市民生活に大きな影響を与えることが明らかになりました。

第2次奈良県地震被害想定調査結果概要（天理市被害想定）

地震名	マグニチュード	死者（人）	住家全壊（棟）	建物火災（件）
奈良盆地東縁断層帯	7.5	434	10,204	101
中央構造線断層帯	8.0	290	6,884	66
生駒断層帯	7.5	279	6,616	64
東南海・南海地震同時発生	8.6	0	103	0

2 アクションプログラムの必要性

天理市では、バランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指すため、第2次奈良県地震被害想定調査結果等を踏まえ、戦略的に地震防災対策を進めます。

本市には、その基本となる「天理市地域防災計画」を策定していますが、各種施策に振り向けることができる資源が有限であり、また、施設等の整備に相当の期間を要するものがあることから、地域防災計画の実効性を高め、天理市が実施する地震防災対策を体系化して速やかに実施するため「地震防災対策アクションプログラム」を策定するものです。

アクションプログラムの基本理念と減災目標

1 基本理念

21世紀前半の地震活動期に向かって、市民の総力で防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指す。

2 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年）を今後10年間で半減

国の地震防災戦略の考え方〔今後10年間で東南海・南海地震の死者数を半減〕及び県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で天理市が目指すべき減災目標を達成するため、「施策の柱」ごとに具体目標を設定します。（26ページの一覧表参照）

3 アクションプログラムの位置づけ

アクションプログラムは、天理市地域防災計画（震災計画編）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画です。

<計画期間：平成19～28年度の10箇年>

天理市総合計画とも整合を図りながら進めます。

国の地震防災戦略及び県のアクションプログラムとも整合を図りながら進めます。

アクションプログラムの考え方

1 目的

地震災害に強いまちづくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定するものです。

2 計画期間

平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 箇年です。

3 アクションプログラムの体系

(1) 施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため 10 の施策の柱を設定します。

地震につよいまちをつくる
地域の防災力を向上させる
的確な防災情報処理を実施する
人的資源を確保する
市民のいのちを守る
安全・安心を守る
生活基盤を安定させる
市民の生活を支援する
天理市のイメージを守る
復興を視野に入れる

(2) 施策項目

施策の柱を推進するため 4 1 の施策項目を設定します。

(3) アクション目標

施策項目を推進するため 9 1 のアクション目標を設定します。

(4) アクション項目

アクション目標を推進するため 2 2 7 のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載します。

4 計画の推進

(1) アクション項目の実施期間を以下のとおり区分して推進します。

短期：概ね 2 年程度で完了又は集中実施

中期：概ね 5 年程度で完了

長期：10 年以上継続的に実施

(2) 早期に実施すべきアクション項目については、平成 19 年度から迅速に着手します。

ただし、アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは、平成 18 年度から着手しています。

(3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行います。

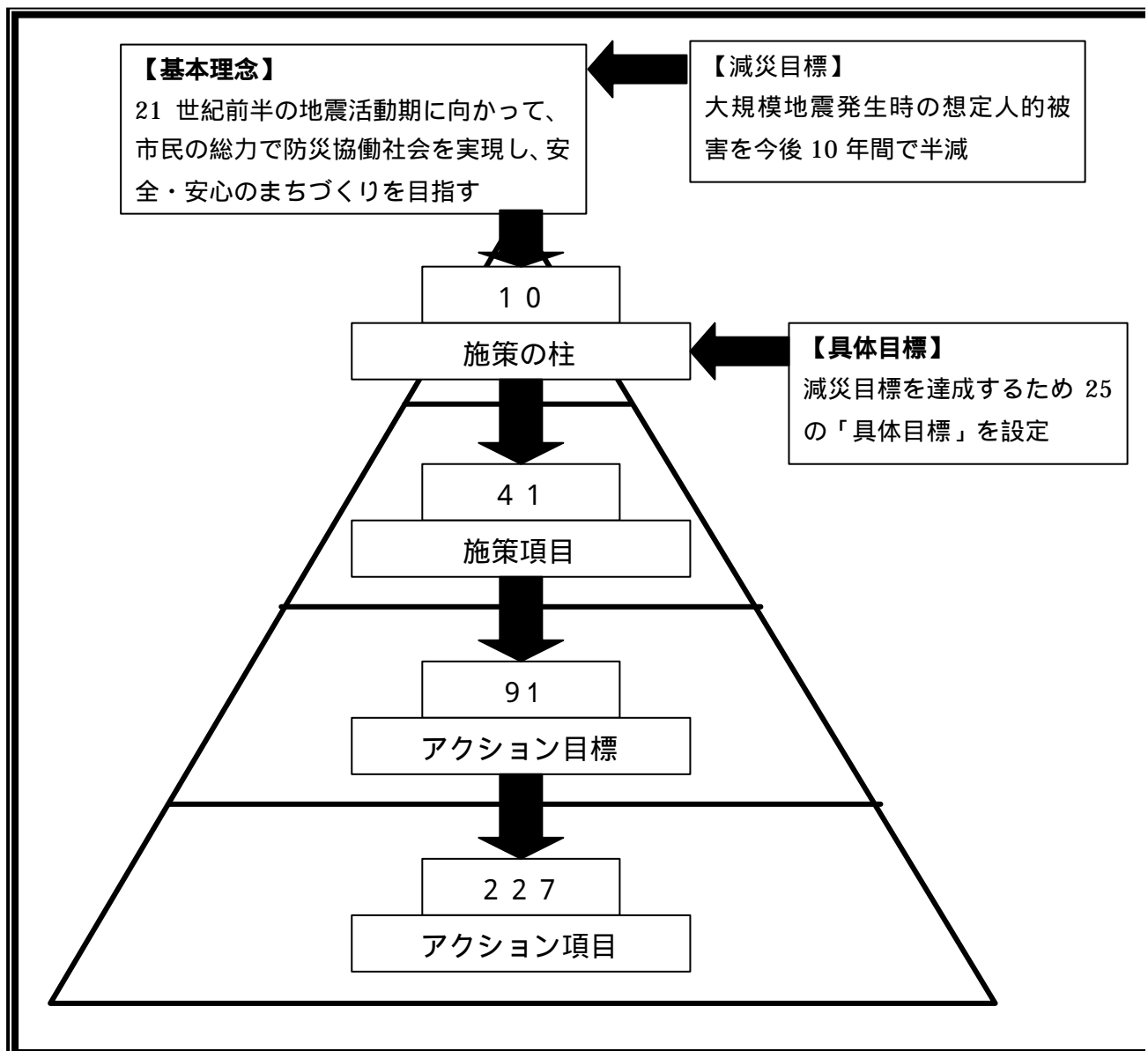
(4) 今後定期的にアクションプログラムを見直します。

5 アクション項目具体化の検討に際しての留意点

(1) 1 つの手段だけでなく、多重的な代替・補完手段を考慮します。

(2) 災害時に誰もが迅速に対応できるようわかりやすい内容にします。

アクションプログラムの体系



アクション項目の分類

1 実施期間

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類しています。

計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類しています。ただし、計画・マニュアル・指針等の見直し、防災訓練の実施や啓発事業は繰り返し継続して実施していきます。

災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類しています。

短期（概ね 2 年程度で完了または集中実施）

<例示>

啓発

家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の整備の推進等
連携の強化

ライフライン関係機関、災害ボランティア団体、国・県・他市町村等との連携

マニュアル作成

災害対策本部運営マニュアル、各課の班別マニュアルの作成等

指針・計画作成

住宅・建築物耐震化促進計画の作成等

訓練実施

防災総合訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

中期（概ね 5 年程度で完了）

<例示>

システム構築

総合防災情報システムの整備等

施設整備

広域防災拠点の整備、上下水道施設の耐震化の促進等

長期（10年以上継続的に実施）

<例示>

基盤整備

道路整備、地すべり・急傾斜地崩壊対策、河川整備、ため池防災対策事業等

耐震化

災害対応拠点施設・学校施設の耐震化促進、住宅・建築物の耐震化推進等

その他

文化財の防火対策の推進等

2 実施主体

大規模な地震が発生した場合には、行政だけで全ての災害対応を行うことは困難であり、バランスのとれた自助（市民や企業が自ら取り組むもの）・共助（地域やボランティア等が取り組むもの）・公助（県や市町村など行政が取り組むもの）による役割分担が必要です。このプログラムでは、アクション項目ごとに実施主体を以下のとおり分類しています。

市 市（水道局、教育委員会を含む）

消防... 山辺広域行政事務組合

県 県（水道局、教育委員会を含む）

国 国（地方支分部局、自衛隊等を含む）

防災関係機関 社会福祉協議会・日本赤十字社・医師会等の公共的機関、電気・ガス・輸送・通信・道路等の公益的事業を営む法人等

市民 市民、自主防災組織、文化財所有者、ボランティア等、

企業 企業、商店街、医療法人、学校法人、社会福祉法人等

3 市の役割

このプログラムでは、市が果たすべき役割を下記のとおり分類しています。

直接 市が直接実施

支援 他の実施主体が行う対策に対する人的・財政支援、情報・場所・モノの提供、ガイドライン提示等

助言 他の実施主体が行う対策に対する助言、文書依頼、要望等

4 市の担当課

アクション項目の担当課を記載しています。

アクションプログラム体系図

基本理念】21世紀前半の地震活動期に向かって、市民の総力で防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指す。

施策の柱		施策項目	アクション 目標数	アクション 項目数
予防対策	1地震につよいまちをつくる	1.1 地震に強い社会基盤整備を行う	3	9
		1.2 地域特性を反映した火災に強いまちづくりを推進する	2	6
		1.3 防災拠点を整備する	2	5
		1.4 建物の耐震化等を推進する	4	13
		1.5 ライフライン等の予防対策を実施する	2	5
	(小計)		13	38
	2地域の防災力を向上させる	2.1 自主防災組織や企業など多様な主体の防災力を向上させる	8	23
		2.2 防災教育・啓発を行う	2	3
	(小計)		10	26
	災害対応 の資源	3的確な防災情報処理を実施する	3.1 情報処理を標準化する	2
3.2 防災情報システムを整備する			2	8
3.3 情報インフラを整備する			1	2
3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する			1	2
(小計)			6	18
4人的資源を確保する		4.1 災害に強い人・組織をつくる	3	7
		4.2 連携を推進する	3	5
		4.3 災害対応業務をわかりやすくする	2	4
(小計)			8	16
応急対策		5市民のいのちを守る	5.1 被災者を救出・救助する	3
	5.2 安全に避難できるように支援する		2	4
	5.3 被災現場において救命救急活動を行う		2	6
	5.4 医療機関において救命救急活動を行う		3	6
	5.5 遺体への対応をする		2	4
	5.6 二次災害を防止する		2	5
	(小計)		14	30
	6安全・安心を守る	6.1 安否確認を支援する	1	2
		6.2 帰宅困難者を支援する	2	6
		6.3 地域の治安を確保する	2	4
	(小計)		5	12
	7生活基盤を安定させる	7.1 公共施設等の復旧に取り組む	1	2
		7.2 ライフラインを早急に復旧する	2	5
		7.3 緊急輸送の手段・ルートを確保する	2	4
	(小計)		5	11
	8市民の生活を支援する	8.1 避難生活を支援する	2	5
		8.2 災害時要援護者を支援する	2	9
		8.3 水・食料・生活必需品を確保する	4	11
		8.4 保健衛生対策を実施する	2	7
	(小計)		10	32
9天理市のイメージを守る	9.1 文化財を保護する	3	7	
	9.2 観光客の帰宅困難者を支援する	1	3	
	9.3 天理教との連携を図る	1	3	
(小計)		5	13	
復旧・復興	10復興を視野に入れる	10.1 震災からの復興ビジョンを描く	1	1
		10.2 被災者のくらしとごとの再建を支援する	3	7
		10.3 被災者のこころとからだを支える	1	3
		10.4 すまいを再建する	3	9
		10.5 まちを復興する	2	5
		10.6 中山間地域の復興を支える	1	2
		10.7 復旧・復興のために多様な資金を活用する	2	2
		10.8 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する	2	2
		(小計)		15
(合計)		91	227	
合計 :10の施策の柱		合計 :41の施策項目		

アクションプログラム一覧

アクションプログラム体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。

アクション項目には、実施期間・実施主体・市の役割・担当課を記載しています。

1 地震につよいまちをつくる

地震に強いまちをつくるため、道路・河川の整備、土砂災害防止対策などの基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、住宅や建築物の耐震化などの予防対策を計画的かつ着実に実施します。

1.1 地震に強い社会基盤整備を行う

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	防災を考慮した市街地整備を実施する	1	災害に強い都市計画の促進	長	市、県	直接、助言	都市計画課、市街地整備課
		2	土地利用の検討	長	市、県	直接、助言	都市計画課、企画課
2	地盤災害危険区域の予防対策を行う	1	活断層調査研究の実施	長	市、県	直接、助言	防災課
		2	溜池等の防災対策	長	市、県	直接、支援	農林課
		3	急傾斜地等崩壊危険区域対策	長	市、県	支援	土木課
		4	土砂災害防止の対策	長	市、県	支援	土木課
3	長周期地震動及び液状化対策など新たな課題に取り組む	1	長周期地震動対策の検討	短	市、県	助言、直接	防災課
		2	地震ハザードマップの作成	短	市、県	助言、直接	防災課
		3	液状化対策の検討	中	市、県	直接、助言	防災課

1.2 地域特性を反映した火災に強いまちづくりを推進する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	出火防止対策を実施する	1	出火防止対策の促進	長	消防	直接	消防署
		2	火災予防の啓発	長	消防	直接	消防署
2	延焼防止対策を実施する	1	消火機器の整備	長	消防	直接	消防署
		2	防火管理の徹底	長	消防	直接	消防署
		3	消防施設の整備	長	消防	直接	消防署
		4	家屋の防火性能の向上	短	市、消防	支援、直接	消防署

1.3 防災拠点を整備する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	広域防災活動拠点等を整備する	1	ヘリポート適地のデータベース化	中	市、県	直接、助言	防災課
		2	広域防災活動拠点の整備	中	市	直接	防災課
2	地域防災活動拠点等を整備する	1	消防署の整備	長	市、消防	支援、直接	消防署
		2	防災空間の確保	長	市	直接	都市計画課
		3	地域防災活動拠点の整備	中	市	直接	防災課

1.4 建物の耐震化等を推進する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	市有建築物の耐震化を実施する	1	施設等の耐震化の促進の実施	中	市	直接	生涯学習課、市民体育課、水道局、児童福祉課、教育総務課、市立病院
2	市有以外の公共性のある建築物の耐震化を推進する	1	耐震化の推進	短	市、県	直接、助言	防災課
		2	耐震化の補助制度の検討	短	市、県	直接、支援	防災課
3	住宅・建築物の耐震化等を推進する	1	住宅・建築物の耐震化促進計画の見直し	短	市、県	直接、助言	防災課
		2	耐震化の補助制度	短	市、県	直接	防災課
		3	耐震診断・耐震改修の相談窓口の設置	短	市	直接	建築課
		4	ブロック塀の耐震化の推進	短	市、県	直、支、助	防災課
		5	老朽建築の補強・建替えの推進	短	市、県	直、支、助	防災課
4	居住空間内外の安全確保対策を推進する	1	家具等の転倒防止対策の推進	短	市、市民、企業	直接、助言	防災課
		2	ガラス・屋外看板等の飛散落下防止対策の推進	短	市、市民、企業	直接、助言	防災課
		3	ブロック塀等の倒壊防止対策の推進	短	市、市民、企業	直接、助言	防災課
		4	自動販売機の転倒防止対策の推進	短	市、市民、企業	直接、助言	防災課
		5	耐震化の補助制度の検討(居住空間内外)	短	市	直接	防災課

1.5 ライフライン等の予防対策を実施する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を行う	1	ライフライン関係機関との連絡体制の整備	短	市、市民、防災関係機関	直接、支援	防災課
2	公共土木施設等の予防対策を実施する	1	災害に強い道路整備の促進	長	市、国、県	直、支、助	土木課、都市計画課、監理課
		2	上下水道施設の耐震化の促進	中	市、県	直、支、助	下水道建設課、下水道維持課、水道局
		3	橋梁・河川の整備の促進	長	市、国、県	直、支、助	土木課
		4	耐震性貯水槽の設置の促進	中	市、国、県	直、支、助	水道局

2 地域の防災力を向上させる

市民・自主防災組織・企業・学校・天理教関係機関など地域における多様な主体の地域防災力を向上させるため、広報紙、パンフレット等の作成、ホームページの充実、防災研修会の開催、防災訓練、防災教育の実施など多様な機会を活用した啓発活動を実施していきます。

2.1 自主防災組織や企業など多様な主体の防災力を向上させる

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	自主防災組織を立ち上げる	1	自主防災組織の結成の推進 (住民への啓発)	短	市、市民	直、支、助	防災課
		2	設立補助金制度の充実	短	市	直接、支援	防災課
2	自主防災組織の活性化を図る	1	リーダーの養成の促進	短	市	直接	防災課
		2	防災資機材等の整備の推進	短	市	直接	防災課
		3	自主防災組織による防災マップの作成	短	市	直接	防災課
		4	防災訓練・研修会等の実施	短	市	直接	防災課
		5	活動補助金制度の充実	短	市	直接	防災課
3	消防団活動の活性化を図る	1	団員の確保	長	市、消防、市民	直、支、助	消防署
		2	団員の訓練等の充実	長	市、消防、市民	直、支、助	消防署
4	企業防災活動の活性化を図る	1	企業の自主防災組織の推進	短	市、企	直、支、助	防災課
		2	企業の防災訓練・研修会等の実施	短	市、企	直、支、助	防災課、消防署
5	各種団体における防災活動の活性化を図る	1	各種団体の防災訓練・研修会等の実施	短	市、各種団体	直、支、助	防災課
6	教育関係機関における防災活動の活性化を図る	1	児童・生徒等への防災教育の推進	短	市	直、支、助	学校教育課、防災課
		2	教職員への防災教育の推進	短	市	直、支、助	学校教育課、防災課
		3	保護者への防災教育の推進	短	市	直、支、助	学校教育課、防災課
7	災害ボランティアと協働する	1	災害ボランティアの活動内容の検討	長	市、県、市民、関係機関	直、支、助	防災課、社会福祉協議会
		2	災害ボランティア受援体制の検討	短	市、県、市民、関係機関	直、支、助	防災課、社会福祉協議会
		3	災害ボランティアの養成及び登録制の実施	長	市、県	直接、支援	防災課、社会福祉協議会
		4	災害ボランティアコーディネータの養成及び登録制の実施	長	市、県	直接、支援	防災課、社会福祉協議会
		5	ボランティアネットワークの確立・強化	短	市、県、市民、企業	直接、助言	防災課、社会福祉協議会
8	天理教における防災活動の活性化を図る	1	防災リーダーの養成推進	中	市	直接	防災課
		2	防災訓練・研修会等の実施	短	市	直接	防災課、消防署
		3	天理教施設における資機材整備の推進	中	市	直接	防災課

2.2 防災教育・啓発を行う

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	防災教育を実施する	1	地域勉強会の実施	短	市、関係機関、市民	直接、支援、助言	防災課
2	防災啓発を充実する	1	防災啓発用資料等の作成	短	市	直接	防災課
		2	イベントや研修会等の実施	長	市	直接	防災課

3 的確な防災情報処理を実施する

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理システムを構築するとともに情報インフラの整備を進め、信頼性、安全性を確保した総合防災情報システムを整備します。

3.1 情報処理を標準化する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 情報内容を明確化する	1 被災記録方法等のマニュアル化の促進	短	市	直接	防災課
	2 防災関係機関との連携強化（情報収集・伝達マニュアルの作成）	短	市、関係機関	直接、支援	防災課
2 情報処理業務を明確化する	1 情報処理業務のマニュアル化の促進	短	市	直接	防災課
	2 情報システム運用訓練の実施	短	市、関係機関	直接	防災課
	3 災害時の個人情報の取り扱いの検討	短	市、関係機関	直接	防災課
	4 情報のデータベース化の促進	短	市、関係機関	直接	防災課

3.2 防災情報システムを整備する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 情報収集手段を確立する	1 被害情報収集システムの充実（防災車の配備・防災行政無線のデジタル化）	短	市	直接	防災課
	2 関係機関との情報収集体制の推進	中	市、関係機関	直接	防災課、自治振興課
	3 関係機関との情報収集体制の推進	短	市	直接	防災課、自治振興課
2 情報発信手段を確立する	1 携帯電話への防災情報発信システムの検討	中	市	直接	防災課
	2 防災無線での情報発信システムの充実	中	市	直接	防災課
	3 防災ホームページの充実	中	市	直接	防災課
	4 災害時要援護者への情報提供システムの検討	中	市、県、関係機関	直接	情報政策課、防災課
	5 マスコミと連携した情報発信体制の構築	中	市、県、企業	直接、助言	自治振興課、防災課
	6 掲示板の整備	中	市	直接	自治振興課、防災課

3.3 情報インフラを整備する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	通信基盤を整備する	1	防災行政無線の整備	短	市	直接	防災課
		2	衛星携帯電話の整備	中	市	直接	防災課

3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	システムを安定的に運用する	1	災害発生時のシステム保護マニュアルの策定	長	市	直接	防災課
		2	システムの保守点検	長	市	直接	防災課

4 人的資源を確保する

災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと組織づくりや、国、県、他市町村、防災関係機関などとの連携強化を推進し、災害対応力を向上させます。

4.1 災害に強い人 組織をつくる

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	職員の災害対応能力を高める	1	職員研修等の充実	短	市	直接	防災課
		2	防災資格等の習得	中	市	直接	防災課
2	初動体制を充実する	1	初動対応のマニュアルの策定	短	市	直接	防災課
		2	参集訓練の実施	短	市	直接	防災課
		3	動員計画(参集)の見直しの検討	短	市	直接	防災課
3	組織の運営体制を充実する	1	災害対策本部の機能強化	短	市	直接	防災課
		2	現地災害対策本部の検討	短	市	直接	防災課

4.2 連携を推進する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	市町村との連携を強化する	1	他市町村との連携強化	中	市	直接	防災課
		2	他市町村との応援協定の締結	短	市	直接	防災課
2	国 奈良県との連携を強化する	1	国 奈良県との連携強化	短	市、国、県	直接	防災課
3	企業 防災関係機関等との連携を強化する	1	企業 関係機関との応援協定の締結	短	市、企業、関係機関	直接、助言	防災課
		2	企業、防災関係機関等との連携を促進	短	市、企業、関係機関	直接、助言	防災課

4.3 災害対応業務をわかりやすくする

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	災害対応マニュアルを作成する	1	災害対策本部運営マニュアルの作成	短	市	直接	防災課、関係課
		2	災害対応班別マニュアルの作成	短	市	直接	防災課、関係課、市立病院
2	災害対応訓練を実施する	1	防災総合訓練の実施	短	市、県、関係機関、市民、企業	直接、支援	防災課
		2	テーマ別災害対応訓練の実施(参集訓練・図上訓練等)	短	市	直接、支援	防災課

5 市民のいのちを守る

地震発生後、被災者のいのちを守るため、救出、救助活動、救命、救急活動、避難誘導、二次災害防止対策などを実施します。

5.1 被災者を救出・救助する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	救出・救助用資機材を整備し、訓練を実施する	1	資機材の整備の推進	長	市	直接、支援	消防署、防災課
		2	救出・救助訓練の推進	長	市	直接、支援	消防署、防災課
2	迅速な活動体制を確立する	1	関係機関の連携強化の促進	短	市	直接	防災課
		2	自主防災組織等による活性化対策の推進	中	市	直接	防災課
3	広域応援体制を確立する	1	応援要請マニュアルの策定	短	市	直接	防災課

5.2 安全に避難できるように支援する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	避難勧告・指示の基準・内容を明確にする	1	警戒避難及び避難勧告等の体制の確立	中	市	直接	防災課
		2	避難計画の見直しの促進	短	市	直接	防災課
2	避難経路を確保する	1	避難経路の整備	短	市	直接	防災課
		2	標識の設置	中	市	直接	防災課

5.3 被災現場において救命救急活動を行う

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	救命救急スタッフの充実を図る	1	医師会等との連携の促進	長	市	直接	市立病院、健康推進課、消防署
		2	病院、保健所、消防署との連携の促進	長	市	直接	市立病院、健康推進課、消防署
		3	救急救命士の養成	短	消防	直接	消防署
2	搬送体制を確立する	1	搬送ルートの確保	短	市、関係機関	直接	防災課、消防署
		2	トリアージ体制の整備	長	市、消防	直接	市立病院、健康推進課、消防署
		3	現地医療本部の設置	短	市	直接	市立病院、防災課、健康推進課

5.4 医療機関において救命救急活動を行う

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	医療・病院スタッフを確保する	1	救急医療情報システムを活用した他医療施設との連携	短	市、県、企業	直接	市立病院、消防署
		2	医療体制の充実強化	短	市、県、企業	直接	市立病院
		3	医薬品の調達体制の整備	短	市、企業	直接	市立病院
2	医療施設を確保する	1	市立病院機能の充実	短	市、企業	直接、支援	市立病院
		2	医療施設における防災体制の整備	短	市、企業	直接、支援	市立病院
3	医療機関のライフラインを確保する	1	医療機関のライフラインの確保	短	市、企業	直接、支援	防災課

5.5 遺体への対応をする

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	遺体安置所・火葬場を確保する	1	遺体安置所の確保	短	市、企業	直接	環境政策課
		2	遺体安置・埋火葬等活動マニュアルの策定	短	市、企業	直接	環境政策課
		3	火葬場の他市町村との連携	短	市、企業	直接	環境政策課
2	身元不明者を確認する	1	死体見分等の訓練の実施	短	市、関係機関	直接、支援	市立病院

5.6 二次被害を防止する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	被災施設での二次被害を防止する	1	被災建築物・宅地判定の実施	短	市、企業	直接、支援	建築課、都市計画課
		2	被災建築物応急危険度判定士の育成	中	市、企業	直接、支援	防災課
		3	被災宅地危険度判定士の育成	長	市、企業	直接、支援	都市計画課
		4	応急危険度判定マニュアルの充実	短	市、企業	直接、支援	防災課
2	危険地域を指定する	1	危険地域の周知（土砂災害ハザードマップの作成）	中	市、県	直接、支援	防災課

6 安全 安心を守る

被災者の安全・安心を守るため、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者対策、被災地での治安の確保などの取り組みを実施します。

6.1 安否確認を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 安否確認方法の確立	1 安否情報システムの検討	長	市	直接	議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
	2 連絡確認方法の周知	中	市	直接	監査事務局、防災課

6.2 帰宅困難者を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 帰宅する手段を確保する	1 帰宅困難者支援マニュアルの策定	短	市	直接	防災課
	2 公共交通機関等との連携強化	短	市、関係機関	直接、助言	防災課
	3 帰宅困難者の避難所確保対策の推進	短	市、企業	直接	防災課
	4 帰宅支援業者等の確保（コンビニ等）	短	市、企業	直接	防災課
2 帰宅困難者への情報提供を行う	1 帰宅困難者に対する情報提供体制の構築	短	市、関係機関	直接、助言	防災課
	2 帰宅支援マップの作成	短	市	直接	防災課

6.3 地域の治安を確保する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 日頃から自主防犯活動の体制を確立する	1 警察・天理教等との連携	短	市、関係機関	直接、支援	地域安全課
	2 自主防犯活動の支援	中	市、関係機関	直接、支援	地域安全課
2 治安活動を実施する	1 災害時の予防対策	短	市、関係機関	直接、支援	地域安全課
	2 治安情報の収集・分析及び検討	短	市、関係機関	直接、支援	地域安全課

7 生活基盤を安定させる

市民生活の安定を早期に取り戻すため、災害対応の拠点となる施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送道路の確保などの取り組みを実施します。

7.1 公共施設等の復旧に取り組む

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 公共施設等の機能の早急な復旧を図る	1 公共施設等の早急な復旧対策の実施	短	市、関係機関	直接	関係課
	2 防災行政無線等の通信設備の早急な復旧対策の実施	短	市、関係機関	直接	防災課

7.2 ライフラインを早急に復旧する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 関係機関(電気、ガス、通信、鉄道等)との連絡体制を確立する	1 ライフライン関係機関との連携強化	短	市、関係機関	直接	防災課
2 上下水道を早急に復旧する	1 災害対策マニュアルの策定	短	市	直接	水道局、下水道維持課、下水道建設課
	2 下水道地震対策緊急整備計画の策定	中	市	直接	下水道維持課、下水道建設課
	3 ライフライン関係(上下水道)のデータのバックアップ作成	短	市	直接	水道局、下水道維持課、下水道建設課
	4 民間企業(建設業者・土木業者)等との連携強化	短	市、企業	直接	水道局、下水道維持課、下水道建設課

7.3 緊急輸送の手段・ルートを確保する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 緊急輸送路を確保する	1 緊急輸送路の検討	短	市、県、国、関係機関	直接	防災課
2 道路交通情報を収集する	1 交通情報の収集及び提供	短	市、関係機関	直接、支援	防災課
	2 道路被災情報の収集及び提供体制の確立	中	市、関係機関	直接、支援	土木課、監理課
	3 道路管理者・警察等との連携強化	短	市、関係機関	直接、支援	土木課、監理課、地域安全課

8 市民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる市民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食糧・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを実施します。

8.1 避難生活を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 避難所を確保する	1 民間施設の活用の検討	短	市、関係機関、企業	直接、支援	防災課
2 避難所に必要な機能を整備する	1 避難所運営マニュアルの策定	短	市	直接	防災課
	2 ライフライン企業との連携強化	短	市、関係機関、企業	直接、支援	防災課
	3 避難所における備蓄物資等の充実	短	市	直接	防災課
	4 避難所の設備等の充実	中	市、市民	直、支、助	防災課

8.2 災害時要援護者を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 災害時要援護者の支援指針を策定する	1 災害時要援護者支援マニュアルの策定	短	市	直接	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	2 災害時要援護者に配慮した避難所運営指針の作成	短	市、関係機関	直接、支援	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課、
2 災害時要援護者を支援する体制を確保する	1 災害時要援護者の支援ネットワークの策定	短	市、関係機関	直接	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	2 災害時要援護者のデータベース化の促進	中	市、関係機関、企業、市民	直接、支援	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	3 福祉避難所の指定の促進	短	市、関係機関	直接、支援	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	4 専門職・災害ボランティアの活用	短	市、関係機関、企業、市民	直接、支援	防災課
	5 災害時要援護者用の物資等の備蓄	中	市	直接	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	6 福祉施設・介護保険事業所等との協力体制の検討	短	市、関係機関	直接、支援	防災課、社会福祉課、介護福祉課
	7 災害時要援護者に関する意識啓発	短	市、関係機関、市民	直、支、助	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課

8.3 水・食料・生活必需品を確保する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	水・食料・生活必需品の備蓄を行う	1	市における備蓄計画の策定	短	市	直接	防災課
		2	各家庭・地域での備蓄の啓発	短	市、市民、関係機関、企業	直、支、助	防災課
2	救援物資集配の仕組みをつくる	1	救援物資取扱マニュアルの策定	短	市	直接	防災課
		2	他市町村と支援協定の締結	短	市	直接	防災課
		3	企業・団体等と救援協定の締結	短	市	直接	防災課
		4	救援物資の集約場所の検討	短	市	直接	防災課
3	上水を確保する	1	水道防災計画の策定	中	市	直接	防災課
		2	家庭・事業所における飲料水の備蓄の推進	短	市、市民、企業	直接	防災課
		3	広域応援協定による飲料水の確保の強化	短	市	直接	水道局、防災課
		4	応急給水体制の整備	中	市、市民、企業	直接	防災課
4	生活用水を確保する	1	水源（井戸水・湧き水・雨水等）確保の推進	中	市、市民、企業	直接、支援	防災課

8.4 保健衛生対策を実施する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	住民への衛生対策を行う	1	感染症対策マニュアルの策定	短	市	直接	防災課、健康推進課
		2	災害用トイレの整備の推進	中	市	直接	防災課
		3	災害用の風呂の整備の推進	中	市	直接	防災課
		4	ごみ・し尿・災害時廃棄物の災害時処理計画の策定	短	市、企業	直接、支援	環境政策課、防災課
		5	ペット等の管理方法の検討	短	市	直接	環境政策課
2	住民への健康対策を行う	1	健康相談窓口設置マニュアルの策定	短	市	直接	健康推進課
		2	巡回健康相談医療実施マニュアルの策定	短	市	直接	健康推進課

9 天理市のイメージを守る

天理市のイメージを守るため、地震から文化財を守るための文化財防災対策や、観光客・天理教参拝者などに対する帰宅困難者支援、また観光産業を守るための対策などの取り組みを実施します。

9.1 文化財を保護する

アクション目標		アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	文化財所有者に意識啓発を図る	1 文化財所有者への意識啓発の実施	長	市、市民、関係機関	直接、支援	文化財課、防災課
		2 文化財管理者への訓練の実施	長	市、市民、関係機関	直接、支援	文化財課、防災課
2	文化財を守るための手段を確保する	1 文化財の事前データベースの作成	中	市	直接	文化財課
		2 文化財の防火対策の推進	長	市、市民、関係機関	直接、支援	文化財課
		3 文化財の耐震化の促進	長	市	直接	文化財課、防災課
3	文化財復興に向けた仕組みを作る	1 文化財復興基金の設立の検討	長	市	直接	文化財課
		2 他市町村との連携	長	市	直接	文化財課

9.2 観光客の帰宅困難者を支援する

アクション目標		アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	観光客等の帰宅困難者対策をする	1 観光客等の帰宅困難者支援マニュアルの策定	短	市	直接	防災課、商工観光課
		2 関係業界・団体との連携	短	市、関係機関	直接、支援	防災課
		3 外国人観光客対策の促進	中	市	直接	防災課

9.3 天理教との連携を図る

アクション目標		アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	天理教との連携を強化する	1 連絡協議会設置	短	市、関係機関	直接、支援	防災課
		2 天理教施設及び人材のデータベース化の推進	中	市、関係機関	直接、支援	防災課
		3 天理教信者対応マニュアルの策定	短	市、関係機関	直接、支援	防災課

10 復興を視野に入れる

災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興、中山間地の復興、復旧・復興のための資金確保、経済被害の軽減のための復旧・復興対策の取り組みを実施します。

10.1 震災からの復興ビジョンを描く

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 復旧・復興計画を策定する	1 復旧・復興計画の策定	短	市	直接	防災課

10.2 被災者のくらしとごとの再建を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 被災証明書発行業務を標準化する	1 被災証明書マニュアルの作成	短	市	直接	税務課
2 生活再建を支援する	1 生活再建マニュアルの策定	短	市	直接	防災課、社会福祉課、介護福祉課
3 生活資金を確保する	1 義援金対応マニュアルの策定	短	市	直接	社会福祉課
	2 見舞金等支給マニュアルの策定	短	市	直接	社会福祉課
	3 税等の減免措置等の見直し	短	市	直接	税務課、保険年金課
	4 生活再建基金設立の検討	短	市	直接	防災課
	5 地震保険の啓発	短	市、市民、企業	直接	防災課

10.3 被災者のこころとからだを支える

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 被災者の健康、こころとからだのケアを実施する	1 こころとからだのケアマニュアルの作成	短	市	直接	健康推進課
	2 ケアを行う人材の育成	中	市、関係機関	直接、支援	健康推進課
	3 こころとからだのケアの相談窓口の設置	短	市、関係機関	直接、支援	健康推進課

10.4 すまいを再建する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 被災者の応急仮設住宅を確保する	1 応急仮設住宅の計画の策定	短	市	直接	建築課
	2 応急仮設住宅対策マニュアルの作成	短	市	直接	建築課
	3 相談窓口の開設	短	市	直接	建築課
	4 民間賃貸住宅活用の検討	短	市、企業	直接、支援	防災課
	5 プレハブ建築協会との協定締結	短	市、企業	直接、支援	防災課、建築課
2 倒壊した建物を撤去する	1 建物等の解体・処理マニュアルの作成	短	市	直接	防災課
	2 解体処理業者との協定締結	短	市、企業	直接、支援	防災課
3 住宅の復興を支援する	1 住宅相談窓口の開設	中	市	直接	建築課
	2 住宅再建基金設立の検討	中	市	直接	防災課、都市計画課

10.5 まちを復興する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 災害からの復興まちづくり(まちの復興)を進める	1 まちづくり復興計画の策定	短	市	直接	防災課
2 災害廃棄物処理を実施する	1 災害廃棄物処理計画の策定	短	市	直接	環境政策課
	2 災害廃棄物処理マニュアルの作成	短	市	直接	業務課
	3 廃棄物処理業者等との協定	短	市、企業	直接、支援	業務課
	4 広域応援体制の推進	長	市	直接	業務課

10.6 中山間地域の復興を支える

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 中山間地域の孤立化防止の対策を促進する	1 通信手段の整備の促進	中	市	直接	防災課
	2 備蓄物資等の搬送体制の検討	短	市	直接	防災課

10.7 復旧・復興のために多様な資金を活用する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 民間資金を活用する	1 寄付金募集の検討	中	市	直接	社会福祉課
2 国費を活用する	1 財政支援強化の要望の実施	中	市、県	直接、支援	防災課

10.8 経済被害の軽減のための復旧 復興対策を実施する

アクション目標		アクション項目		実施 期間	実施主体	市の役割	担当課
1	被災企業等が業務の継続を図れるよう対策を講じる	1	公的貸付金制度の周知	短	市	直接	商工観光課
2	経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する	1	市 企業との協力体制確立	短	市、企業	直接	防災課

アクションプログラムの具体目標

減災目標を達成するため25の具体目標を設定しました。目標は5年後(2011年)の中間目標値を挙げており、10年後(2016年)の最終目標値は、中間評価の際に、国の地震防災戦略及び県のアクションプログラムに掲げている数値目標等と整合を図り設定します。

施策の柱	具体目標	具体目標値(2011年)	基準値(年度)	
1 地震につよいまちをつくる	市立幼稚園・学校の耐震化整備率	65.8%	44.3%(2006)	1
	市立保育所の耐震化整備率	100.0%	60.0%(2006)	2
	公民館の耐震化整備率	61.5%	46.1%(2006)	3
	市営住宅の耐震化整備率	70.7%	61.2%(2006)	4
	住宅の耐震化率	70.0%	47.7%(2005)	5
2 地域の防災力を向上させる	自主防災組織の組織率	64.5%	6.9%(2006)	6
	幼稚園・学校等における防災訓練の実施率	100.0%		7
3 的確な防災情報処理を実施する	防災行政無線の整備	防災行政無線の整備		8
	ハザードマップ(洪水・土砂災害・地震)の作成の割合	100.0%		9
4 人的資源を確保する	災害対策本部施設数	2箇所	1施設(2006)	10
	災害対応訓練(図上訓練)の回数	10回/年		11
	関係課等での応急対応マニュアル数	13個		12
	民間等との協定締結数(累計)	7本	2本(2006)	13
5 市民のいのちを守る	消防団員数	312名	312名(2006)	14
	救急救命士数	12名	9名(2006)	15
	被災建築物応急危険度判定士(市職員)の登録者数	14名	7名(2006)	16
	被災宅地危険度判定士(市職員)の登録者数	16名	8名(2006)	17
6 安全・安心を守る	避難所・広域避難地の誘導標識設置数	50.0%		18
	帰宅困難者対策支援協定締結団体数	5団体		19
7 生活基盤を安定させる	ライフライン関係機関の防災訓練実施回数(累計)	5回		20
8 市民の生活を支援する	災害時要援護者支援マニュアルの策定	災害時要援護者支援マニュアルの策定		21
9 天理市のイメージを守る	警報機器(火災報知器)を設置している文化財の割合	81.2%	77.7%(2006)	22
	天理教参拝者・外国人も含めた観光客等の帰宅困難者マニュアルの策定、災害対応訓練の実施	マニュアルの策定・訓練		23
10 復興を視野に入れる	り災証明書発行業務マニュアルの作成、研修会の開催	マニュアルの作成・研修会開催		24
	地震保険世帯加入率(県のデータ参考)	18.5%	15.8%(2006)	25

資 料 編

天理市地震防災対策アクションプログラムの概要

アクションプログラムの基本理念と減災目標

1. 基本理念
2 1 世紀前半の地震活動期に向かって、市民の総力で防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指す。
2. 減災目標
大規模地震発生時の想定人的被害（第 2 次奈良県地震被害想定調査値・2004 年）を今後 10 年間で半減（国の地震防災戦略の考え方及び県のアクションプログラムに準じ、今後 10 年間で天理市が目指すべき減災目標。）
減災目標を達成するための 25 の「具体目標」を設定（10 の「施策の柱」毎に数個ずつ設定。）
3. アクションプログラムの位置づけ
天理市地域防災計画（震災対策計画編）に基づき実施する施策のうち、今後 30 年を見据えて、当初の 10 箇年で重点的に取り組む事業の実施計画
天理市総合計画との整合を図る。

アクションプログラムの考え方

1. 目的
地震災害に強い天理市づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定する。
2. 計画期間
平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 箇年。
3. アクションプログラムの体系
 - (1) 施策の柱
地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため 10 の施策の柱を設定。
 - (2) 施策項目
施策の柱を推進するため 41 の施策項目を設定。
 - (3) アクション目標
施策項目を推進するため 91 のアクション目標を設定。
 - (4) アクション項目
アクション目標を推進するため 227 のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載。
4. 計画の推進
 - (1) アクション項目の実施機関を以下のとおり区分して推進。
短期：概ね 2 年程度で完了または集中実施
中期：概ね 5 年程度で完了
長期：10 年以上継続的に実施
 - (2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成 19 年度から迅速に着手。
（アクションプログラムの策定を待たずにすぐにも着手すべきものは、平成 18 年度から着手している。）
 - (3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行う。
 - (4) 今後定期的に、アクションプログラムを見直す。

施策の柱

- 1 地震につよいまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 市民のいのちを守る
- 6 安全・安心を守る
- 7 生活基盤を安定させる
- 8 市民の生活を支援する
- 9 天理市のイメージを守る
- 10 復興を視野に入れる

実施期間別の主なアクション項目の内容

アクション項目の「実施期間」分類の考え方

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類。
計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類。
災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類。

1. 短期（概ね 2 年程度で完了または集中実施）

《例示》

啓発	家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の整備の推進等
連携の強化	ライフライン関係機関、災害ボランティア団体、国・県・他市町村等との連携
マニュアル作成	災害対策本部運営マニュアル、各課の業務別マニュアルの作成等
計画作成	住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
訓練実施	災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

2. 中期（概ね 5 年程度で完了）

《例示》

システム構築	総合防災情報システムの整備、河川・砂防情報システムの機能強化等
施設整備	広域防災拠点の整備、上下水道施設の耐震化の促進等

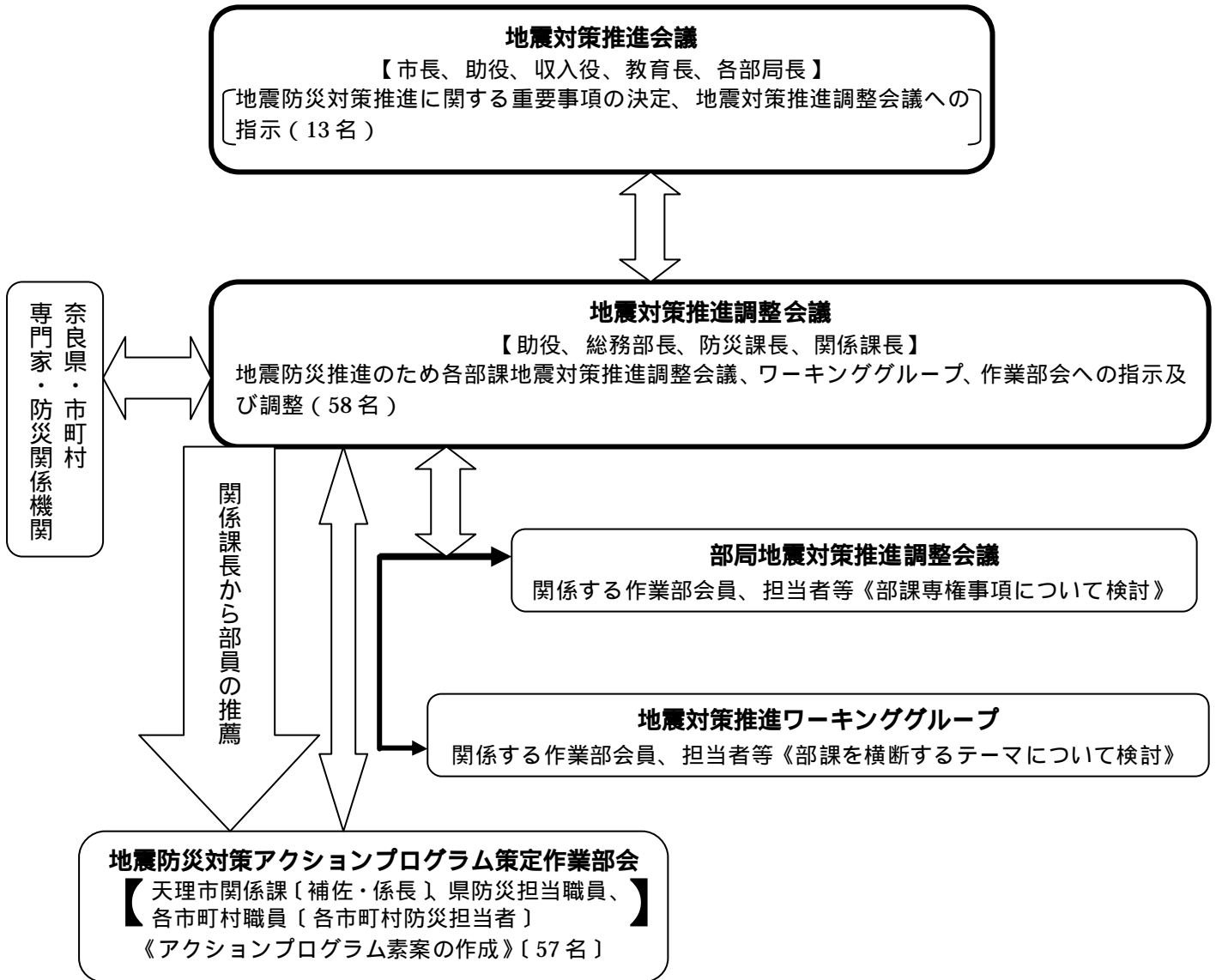
. 長期（10 年以上継続的に実施）

《例示》

基盤整備	道路整備、地すべり・急傾斜地崩壊対策、河川整備、ため池防災対策事業等
耐震化	災害対応拠点施設・学校施設の耐震化促進、住宅・建築物の耐震化推進等
その他	文化財の防火対策の推進等

アクションプログラム策定体制

アクションプログラム策定にあたり、以下の体制で策定作業を進めてきました。



アクションプログラム策定の指導をいただいた専門家

所 属	氏 名
京都大学防災研究所巨大災害研究センター長	林 春 男
富士常葉大学環境防災学部教授	重 川 希 志 依
富士常葉大学環境防災学部助教授	田 中 聡
京都大学防災研究所巨大災害研究センター助教授	牧 紀 男
新潟大学災害復興科学センター助教授	田 村 圭 子
京都大学防災研究所巨大災害研究センター研究員	吉 富 望
人と防災未来センター専任研究員	堀 江 啓
人と防災未来センター専任研究員	近 藤 民 代
名古屋大学災害対策室助手	林 能 成
名古屋大学災害対策室助手	木 村 玲 欧

天理市地震対策推進会議 委員名簿

平成18年6月1日現在

	役職名	備考
1	市長	委員長
2	助役	副委員長
3	収入役	
4	教育長	
5	総務部長	
6	市民部長	
7	健康福祉部長	
8	環境経済部長	
9	建設部長	
10	市立病院事務局長	
11	議会事務局長	
12	教育委員会事務局長	
13	水道局長	

天理市地震対策推進調整会議 委員名簿

	部(局)	課(室)		部(局)	課(室)
1	市長公室	助役	31	建設部	監理課長
2		秘書課長	32		土木課長
3		人事課長	33		都市計画課長
4		企画課長	34		建築課長
5		自治振興課長	35		市街地整備課長
6		市民会館長	36		下水道建設課長
7	総務部	総務部長	37		下水道維持課長
8		総務課長	38	市立病院	総務課長
9		情報政策課長	39	事務局	医事課長
10		財政課長	40		会計室長
11		防災課長	41		市議会事務局長
12		地域安全課長	42		選挙管理委員会事務局長
13		税務課長	43		監査事務局長
14		収税課長	44		農業委員会事務局長
15	市民部	市民課長	45	教育委員会	教育総務課長
16		保険年金課長	46		学校教育課長
17		男女共同参画課長	47		生涯学習課長
18		人権啓発課長	48		市民体育課長
19		石上コミュニティセンター所長	49		文化財課長
20		嘉幡コミュニティセンター所長	50		教育総合センター所長
21		御経野コミュニティセンター所長	51		文化センター所長
22	健康福祉部	社会福祉課長	52		
23		介護福祉課長	53	水道局	総務課長
24		児童福祉課長	54		給水課長
25		健康推進課長	55		浄水課長
26	環境経済部	環境政策課長	56		
27		農林課長	57	天理消防署	天理消防署長
28		商工観光課長	58	社会福祉協議会	社会福祉協議会
29		業務課長			
30		産業廃棄物対策室長			

天理市地震防災対策アクションプログラム策定作業部会員 57名
 (各課〔室〕長より推薦のあった職員)

アクションプログラム策定スケジュール

時期	内 容	備 考
7月	7/3 アクションプログラム作成モデル事業研修会	<p>対象者：地震対策推進調整会議委員(58名)及びアクションプログラム策定作業部会員(57名)</p> <p>内 容：地震防災対策アクションプログラムの必要性についての認識を得る。策定手続きについての理解を得る。事業提案提出の依頼をする。</p>
	7/5～14 地震防災対策に関する事業提案の募集	<p>庁内公募：市職員の立場に捉われない幅広い意見を求める。</p>
	7/14～28 地震防災対策に関する事業提案等の整理	<p>内 容：市職員から提出された意見(1314件)に先進事例(857件)を加え、天理市の10本の施策の柱ごとに整理し、カード化する。</p>
	7/31～8/1 第1回ワークショップ	<p>対 象：作業部会員(57名)</p> <p>内 容：「施策の柱」と「施策項目」を検討する。</p>
8月	8/2～8/25 分野ごとのカード整理	<p>事務局によるカードの整理をする。</p>
	8/28 第2回ワークショップ	<p>対 象：作業部会員(57名)</p> <p>内 容：「施策の柱」ごとに「アクション目標」の優先順位を決定する。</p>
	8/29 重点課題検討会	<p>災害時要援護者 自主防災組織 避難所の開設・運営</p> <p>対 象：関係作業部会員・関係職員(26名)</p>
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> アクションプログラム中間報告会準備 </div>	<p>事務局においてカード整理・中間報告会の資料を作成する。</p>
10月	10/2 アクションプログラム策定事業中間報告会	<p>対 象：地震防災対策推進会議委員(13名)、地震対策推進調整会議委員(58名)、作業部会員(57名)</p> <p>内 容：ワークショップ(2回)及び重点課題検討会(1回)を通じた成果の報告を行い、今後の事業化の依頼を行う。</p>
	10/3～ 各課への事業化検討の資料作成	<p>事務局による資料の作成をする。</p>

時 期		内 容	備 考
12月	5日 未定	<ul style="list-style-type: none"> 地震対策推進調整会議開催 策定作業部会会議開催 地震対策推進会議開催 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 内 容:「アクション項目」の事業化についての検討依頼をする。 </div>
	5日 ） 20日	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 事業化の検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 内 容:各課でアクションプログラム実施事業を検討し提出する。 </div>
	20日 ）	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> アクションプログラム事業化案の整理 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 内 容:提出された各課の事業化案について検討及び整理をする。 </div>
1月			
2月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> 地震対策推進調整会議開催 地震対策推進会議開催 市長の承認 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 内 容:アクションプログラム事業化のまとめを報告する。 </div>
3月		天理市地震防災対策アクションプログラム完成	

用語解説集

【あ行】

液状化

地盤の中には土の粒子が重なりかみ合っていて、地下水位以下の地盤ではそのすきまの中に地下水がある状態となっている。ところが、地震によって揺されると、土粒子のかみ合わせが徐々にはずれて、ついには土粒子がばらばらになり、地下水の中に浮いたような状態になることをいう。

液状化による被害は、地盤の支持力が低下することにより発生する建物等の沈下や傾斜、噴砂（水と砂が地中から噴き上げてくる現象）などによる被害がある。

【か行】

活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層をいう。

本県で活断層による地震発生により大きな被害をもたらすものとして奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯など8つの活断層があり、平成16年10月に第2次奈良県地震被害想定調査結果を公表した。

<http://www.pref.nara.jp/syobo/higaisotei/souteityousa.html>

共助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、「外力（地震、台風、集中豪雨、火山噴火など、身のまわりにある驚異となりうる力）」についての理解を深めることと、「地域の防災力」を向上させることが大切である。

公助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

広域防災活動拠点

「広域防災活動拠点」とは、災害発生時の活動拠点としての機能及び平常時の防災活動を支援する機能を備えた広域的な施設をいう。

【さ行】

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人などをいう。

自主防災組織

地域の防災力を高めるため、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、住民同士が協力して防災活動を行う組織。阪神・淡路大震災では、救出された人のうち、実に約98%が近隣住民などによって救出された。コミュニティのしっかりしている地域ほど多くの命が助けられた。

奈良県の自主防災組織率は2005年4月現在で27.1%（全国平均64.5%）。

自助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

地震活動期

地震の発生には頻りに地震が発生する時期とあまり地震のない時期を繰り返す周期があることが知られている。1995年の阪神・淡路大震災は地震の活動期が西日本にも再びめぐってきたことを示している。南海トラフのプレート境界巨大地震の約50年前から約10年後の期間のこと。

地震防災戦略

大規模地震について、被害想定をもとに人的被害、経済被害を軽減するための具体的目標（減災目標）等を定めたもの。平成17年3月の中央防災会議において、東南海・南海地震の地震防災戦略が策定された。この「地震防災戦略」の緊急に取り組むべき事項と目標を、国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け、対策の強化、充実に努めるものとされている。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/senryaku/index.html>

浸水想定区域図

浸水想定区域とは、洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域のことで、河川管理者が指定する。また浸水想定区域図は、その浸水想定区域と区域内の浸水深を示した図面である。事前に浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表する。

図上訓練

一定の役割を付与された訓練参加者とグループが、擬似的な災害状況下で、決められた役割に従って災害対応行動を行う実践的な訓練のことである。従来から実施されているシナリオが決まっているいわゆる「展示型訓練」とは異なり、訓練参加者は自らの行動を自

らの判断で決めなければならず、意思決定を訓練することが可能となる。

【た行】

地域の防災力

私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力のこと。

地域防災力の向上のため、防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織の充実、地域の安全性点検、企業の防災活動を推進することなどの対策が必要となる。

地域防災計画

地域における防災の総合的な計画。地方公共団体の防災に関し、当該地方公共団体やその地域に係る行政機関及び公共機関等の処理すべき事務又は業務等について定めている。毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

<http://www.pref.nara.jp/syobo/sinsai-keikaku/sinsai-keikaku.htm>

中山間地域

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指す。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の69%を占めている。また、耕地面積の42%、総農家数の43%、農業産出額の38%、農業集落数の50%を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めている。

長周期地震動

長周期地震動とは一般にはP波、S波の後にくる表面波と言われており、周期は数秒から十数秒程度である。長周期地震動が発生する地域は、地表面から岩盤まで数キロも柔らかい地盤が続く深い盆地構造をもった地域であり、この盆地構造により地震動が増幅・伸張され、大振幅で継続時間の長い地震動が発生する。

このような長周期地震動は石油タンクだけでなく、超高層ビルディング、免震構造物、長大橋など周期が数秒以上の固有周期を持つ構造物に大きな震動を引き起こし、大被害をもたらす可能性がある。

東南海・南海地震

大陸プレートと海洋プレートがぶつかり合い、たまったひずみが一気に解消する時に起きるプレート型地震で、東南海地震については潮岬（和歌山県）沖～浜名湖（静岡県）沖を、南海地震においては足摺岬（高知県）沖～潮岬沖を震源域とするとされる。

トリアージ/トリアージタグ

トリアージとは、災害医療の現場において、多数の負傷者・疾病患者が、同時発生した際に、患者の緊急度・重傷度に応じ、医療体制・設備を考慮し、治療や搬送の優先順位を決定する。このために用いられる用紙をトリアージタグという。医療施設では医師が行うことが多く、災害現場では救急救命士が担当することが多い。

【は行】

ハザードマップ

地震の揺れ、河川の浸水、土砂災害など災害をもたらす自然現象を予測して、その程度を図示したもの。

被災建築物応急危険度判定

大規模な地震または大雨等によって被災した建築物が、その後に発生した余震等で倒壊したり物が落下して人命に危険をおよぼす恐れがある。そのため、被災後すぐに地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定する。

被災宅地危険度判定

大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

防疫

外来および国内伝染病の侵入・流行を予防するための処置。海港および空港検疫、患者または保菌者の早期発見と隔離、媒介となる動物の駆除、予防接種など。

防災協働社会

災害からの被害軽減のためには、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切な役割分担をしていく社会のこと。行政のみならず、住民、企業、地域のコミュニティや自主防災組織、NPO など、様々な主体が防災対策に取り組む社会のことをいう。

本プログラムでは、この防災協働社会を実現することで、安全・安心の奈良県づくりを目指すことを理念としている。

【や行】

やまと21世紀ビジョン

激動の時代、未来の奈良の姿を県民とともにしっかり見据えて、施策を展開することが必要と考え、「やまと21世紀ビジョン」を策定。「世界に光る奈良県づくり」を基本目標に、「安心」「元気」「誇り」「憩い」「未来」の5つの将来ビジョンとそれを支える「地域経営」によって、2035年の奈良の未来像を描いている。また、ビジョンの着実な実現と県政の緊急課題を解決していくために、県が主導的に取り組む実施計画(2006～2010)を策定。

<http://www.pref.nara.jp/vision/index.html>

【ら行】

り災証明

災害時の市区町村の行政証明事務として、り災状況を証明するもの。災害時は市区町村長が、火災時は消防署長が発行する。証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定

する災害で、住家については全壊・全焼、流失、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水、床下浸水、人については死亡、行方不明、負傷である。なお、り災証明は、発行手数料は免除され、各種被災者支援対策の受給資格の証明となるものである。



発 行

天理市役所総務部防災課

〒632-8555 天理市川原城町 605

電話 :0743-63-1001 (内線 404・409)

<http://www.city.tenri.nara.jp>

平成 19年 3月発行